

新居浜市補助事業の公募に係る特別措置について

1. 趣 旨

平成17年9月1日から施行された新居浜市補助事業の公募等に関する要綱に基づき、補助金の支出についてはその採否を決定するための事務を行うものであるが、客観的妥当性のある特別な事情が認められる場合であって、補助金申請の時期を逸したものについては、当該要綱の例外として取り扱うことを定めるものである。

2. 理 由

当該補助申請については、現行制度においては年1回に限って行うものであるため、申請時期に実施が想定されず、申請時期経過後に事業実施が決定した場合には対応できないこととなる。このことは、公益性のある事業の実施を妨げることに繋がるとともに、公益活動の機会損失をもたらすことになるため。

3. 要 件

- (1) 所定の申請時期に間に合わなかった理由に客観的妥当性が認められること。
- (2) 次年度の補助申請では対応できない理由に客観的妥当性が認められること。
- (3) 極めて事業の公益性が高く、行政として補助金を支出すべき理由が明確であること。

4. 決 定

上記いずれの要件も満たす場合に限り、申請団体からの当該要綱に定める様式の提出に基づき担当課が発議し、総合政策課長及び企画部長合議の上、市長までの事務決裁を経て決定するものとする。

ただし、この場合においては、あらかじめ新居浜市補助事業公募審査会委員の意見を聴取し、その意見結果を踏まえるとともに、最終結果については速やかに各委員に報告するものとする。

5. そ の 他

当該措置に係る内容については、市ホームページへの掲載等により公開するものとする。